



南房総のハズシ

学校の教育活動における感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、今後も長期的な対応が求められることとなります。令和3年3月24日に千葉県教育委員会から出された「学校における感染対策ガイドライン」から、教育活動を進めていく中で重要なポイント等を掲載しました。各学校において、様々なご対応をされていることと思いますが、引き続き感染症対策に努めてください。

学校における感染症対策の具体的な場面

登下校	校門や昇降口で密集が起こらないように動線を工夫する。
各教科活動	換気やマスク着用の徹底と、身体的距離の確保をする。水分補給等で脱水や熱中症に注意する。1日1回程度の消毒を行うことが望ましい。
給食等の飲食する場面	飛沫飛散防止のため机を向かい合わせにしない。大声を出さず会話を控える。食事後に歓談する際は必ずマスクを着用する。給食当番だけでなく全ての児童生徒等が食事前の手洗いを徹底する。
休み時間	教室の窓やドアを大きく開放し、十分な換気を行う。特別教室やグラウンドでの活動後やトイレ使用後等、手洗いを徹底する。休み時間は、3つの条件「密閉・密集・密接」が発生しやすい場面であるので、必要に応じてルール等を設定する等、指導の工夫をする。
清掃活動	窓やドアを大きく開放し、十分な換気の下で、マスクを着用して行うとともに、終了後は石けんを使用して手洗いをを行う。
図書室、PC室など	利用前後の手洗いを徹底する。密集を回避し十分な換気を行い、マスクの着用など基本的な感染症対策に努める。

児童生徒等に対する正しい知識等の指導

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料*等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。また、中学校及び高等学校等、年齢が上がるにつれ、教職員の直接的な監視下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、生徒自ら衛生管理に留意するよう指導する。

※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』

(令和2年4月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

<※指導資料 指導内容の例>

- ・SNSで氾濫しているテマや誤った情報に惑わされないように注意すること。
- ・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
- ・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方々等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。



教職員の感染予防の徹底

教職員の感染経路の多くが「不明」である現状を踏まえ、教職員が学校で感染を広げることがないように、職場外の活動においても十分注意する。

教職員同士で、昼食等、飲食する場面においても、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離が取れない場合は会話を控える。食事後に歓談する場合は必ずマスクをつける。



出席停止等の取扱い(感染・濃厚接触者以外の場合を含む)

状 況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	教職員
(1)	感染が判明した場合	治癒するまで(保健所が指示する期間)、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」	療養休暇
(2)	濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」	職務に専念する義務の免除
(3)	発熱や風邪症状が見られる場合	「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」	特別休暇
(4)	児童生徒等に症状はないが、同居家族に発熱や風邪症状が見られる場合	感染経路不明の感染者数が増加している地域では、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能	特別休暇 (やむを得ない場合)
(5)	同居家族が、濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合	PCR検査等の結果が判明するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能	特別休暇
(6)	児童生徒・同居家族が医師や保健所の指示でPCR検査等を受けた場合	PCR検査等の結果が判明するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能	特別休暇
(7)	医療的ケアが必要・基礎疾患のある児童生徒が医師等に相談の上、登校すべきでないと判断された場合	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする	症状有: 特別休暇
(8)	海外から帰国・再入国し、2週間の自宅待機等を要請された場合	その期間は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」	特別休暇
(9)	保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談された場合	感染経路不明の感染者数が増加している地域、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者など、合理的な理由があると校長が判断する場合、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする	

※詳細については、「【新型コロナウイルス感染症】学校における感染対策ガイドライン」(令和3年3月24日版)を御確認ください。